

公募公告

下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

令和8年7月21日

厚生労働省所管国有財産部局長
北海道労働局長 村松 達也

記

1 公募に付する事項

- (1) 件名
令和8年度 清涼飲料水自動販売機設置に係る業者の選定
- (2) 清涼飲料水自動販売機設置施設名および住所

施設名	住所	設置階	設置 台数	募集 者数
札幌東労働基準監督署	札幌市厚別区中央2条1丁目2番5号	2階	1台	1者

- (3) 自動販売機設置期間
令和8年9月1日 ～ 令和13年8月31日
ただし、設置期間（使用許可期間）満了後、国有財産部局長（北海道労働局長）が必要と判断した場合には、一度に限り設置期間（使用許可期間）を更新できることとする。
- (4) 設置に係る仕様等
入札案内書のとおり。
- (5) 選定方法
ア 上記1（2）の各施設に設置する自動販売機の国有財産使用料（年額）について、一般競争入札を行い、北海道労働局長が定める予定価格（国有財産使用料（年額））以上で、かつ、最高の価格の有効な入札をした者を設置業者と選定する。
イ 業者の選定にあたっては物件番号ごとに行うこととし、入札金額は1年間分の総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して提出すること。
ウ その他詳細については入札案内書のとおりとする。

2 入札参加資格

- 次の事項に該当するものは、競争に参加する資格を有さない。
- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者。（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者。
- ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為を働いた者
- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年が経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び上記（3）から（7）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 入札書の提出方法等

- (1) 入札案内書の交付場所及び問合せ先
北海道労働局総務部総務課会計第四係
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎9階 電話（011）700-5451
- (2) 提出方法
必要な様式を下記宛に請求し、メールにて提出すること。
請求・提出先：北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）
メールアドレス：kaikei4z@mhlw.go.jp
- (3) 開札の日時
令和8年8月21日（金） 午前10時00分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除とする。
- (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、国有財産部局長から、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公示に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
国で算定した国有財産(建物)の年間使用料以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
なお、落札者は北海道労働局長に対し「国有財産使用許可申請」を行うこと。
- (6) その他
詳細は入札案内書による。

令和 8 年度
清涼飲料水自動販売機設置に係る業者の選定
入札案内書

入札受付期限 令和 8 年 7 月 2 1 日（火）

開 札 日 令和 8 年 8 月 2 1 日（金）

厚生労働省 北海道労働局総務部総務課

目 次

申込みから設置までのながれ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
清涼飲料水自動販売機の設置に係る業者の選定募集要領	
1 自動販売機を設置する施設・・・・・・・・・・・・・・	3
2 入札参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 設置条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3～4
4 自動販売機の仕様等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5 入札手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4～5
6 開札・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7 落札者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8 使用許可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9 使用許可及び使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
10 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

【資 料】

自動販売機設置場所図

札幌東労働基準監督署 2階

【様 式】

- 1 入札書
- 2 誓約書
- 3 国有財産使用許可申請書
- 4 役員名簿
- 5 国有財産使用許可書

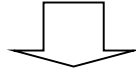
【別 紙】

清涼飲料水自動販売機の設置に係る業者の選定 施設別仕様書

札幌東労働基準監督署 2階

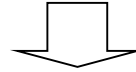
申込みから設置までの流れ

【公 示】 令和8年7月21日（火） 入札関係資料配付開始



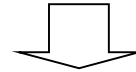
【現地確認】

入札書類の提出前に、必ず現地等を確認してください。
なお、現地確認を行う場合、事前に各所属担当者に連絡願います。



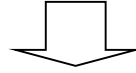
【入札書類請求】

入札書、誓約書の様式をメールにて請求してください。
(請求先 : kaikei4z@mhlw.go.jp)



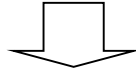
【入札受付】

入札書、誓約書を受付期限（令和8年8月20日（木）午後5時15分）までにメールにて提出してください。（提出先 : kaikei4z@mhlw.go.jp）



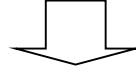
【開札】 令和8年8月21日（金） 午前10時00分～

- ・入札結果はメールによりお知らせします。
- ・落札者には、「国有財産使用許可申請書」ほか必要書類を令和8年8月26日（水）までに提出していただきます。



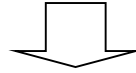
【使用許可】

当課より「国有財産使用許可書」を送付します。



【設 置】

設置施設管理担当者と打ち合わせを行ったうえで設置してください。



【納付書の送付】

自動販売機の設置後、当課より国有財産使用料にかかる納付書を送付しますので、期日までの納付をお願いします。

清涼飲料水自動販売機の設置に係る業者の選定募集要領

1 清涼飲料水自動販売機を設置する施設

施設名	住所	設置階	設置台数	募集者数
札幌東労働基準監督署	札幌市厚別区中央2条1丁目2番5号	2階	1式	1者

2 入札参加者資格

次の事項に該当するものは、競争に参加する資格を有さない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年を経過していない者。
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為を働いた者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び上記（3）から（7）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置条件等

- (1) 自動販売機の設置にあたっては、国有財産を使用するものであることから、国有財産法に基づく所要の手続きを行うこと。
- (2) 自動販売機にかかる電気料については、毎月末（休日の場合翌営業日）締めによる使用電力の料金負担を伴うこと。（子メーターの設置が必要となること。）

- (3) 自動販売機の設置にあたり、転倒防止対策を講じること。
- (4) 自動販売機の設置期間（使用許可期間）は令和8年9月1日から令和8年8月31日までの5年とする。
- ただし、設置期間（使用許可期間）満了後、国有財産部局長（北海道労働局長）が必要と判断した場合には、一度に限り設置期間（使用許可期間）を更新できることとする。
- また、設置期間（使用許可期間）の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により国有財産部局長（北海道労働局長）まで申請しなければならないこと。
- (5) 設置期間（使用許可期間）満了に伴う自動販売機の撤去及び原状回復等の費用は設置業者が負担すること。
- (6) 設置期間（使用許可期間）が満了する前に、設置者の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の2月前に国有財産部局長（北海道労働局長）に対し書面により通知すること。

4 自動販売機の仕様等

(1) 共通事項

- ア 自動販売機を設置する施設に対する販売手数料は不要とする。
- イ 利用者トラブル、機械故障時等の緊急対応を行うこと。
- ウ 自動販売機の設置、移動、保守、点検、品質管理、機械内の清掃、売上金の管理等、全てにおいて設置業者により実施すること。
- エ 釣銭の補充は、原則、各設置施設開庁日に毎日実施すること。ただし、販売の状況により各施設管理担当者と協議の上、実施回数の変更は可能とする。
- オ 自動販売機の設置等に関して疑義が生じた場合は、各施設管理担当者の指示に従うこと。

(2) 清涼飲料水自動販売機

- ア 設置する清涼飲料水自動販売機は、グリーン購入法における環境物品等の調達基本方針（別添参考資料）の基準に適合していること。
- イ 設置する清涼飲料水自動販売機はキャッシュレス決済対応とすること。
- ウ 販売品目はペットボトル・缶飲料製品（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類のペットボトル又は缶などの密閉式容器入りの飲料）とすること。また、酒類の販売は行わないこと。
- エ 空き容器の回収については、回収ボックスを設置し、既設の回収ボックスを含め、各設置施設開庁日に実施すること。販売の状況により各施設管理担当者と協議の上、実施回数を決めることとする。
- オ 商品の補充は、各設置施設開庁日に実施すること。販売の状況により各施設担当者と協議の上、実施回数を決めることとする。

5 入札手続

- (1) 受付期限 令和8年8月20日（木）午後5時15分（必着）まで
- (2) 提出する書類
- ア 入札書 様式1
- イ 誓約書 様式2
- (3) 書類の作成

ア 入札に必要な様式を下記宛にメールにて請求すること。

様式請求先：北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）

メールアドレス：kaikei4z@mhlw.go.jp

イ 提出する書類の作成は、配布されたファイルに入力する方法で行い、署名・捺印は必要ないこと。

(4) 提出方法

ア 下記宛にメールにて提出すること。

提出先：北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）

メールアドレス：kaikei4z@mhlw.go.jp

イ 受付期限である令和8年8月20日（木）午後5時15分までに到達しない入札関係書類は受付できないので、十分に余裕をもって提出すること。

なお、提出された入札関係書類は、その事由の如何にかかわらず引換、変更又は取消しを行うことはできないので注意すること。

6 開札

(1) 開札日時 令和8年8月21日（金）10:00

(2) 開札結果

メールにより入札者全員に通知すること。また、北海道労働局HPにおいて入札者の名称、順位及び入札金額等を公表すること。

なお、落札者に対しては、北海道労働局担当者より直接連絡をすること。

7 落札者の決定

(1) 開札の結果、北海道労働局長が定める予定価格（国有財産使用料（年額））以上で、かつ最高の価格の有効な入札をした方を落札者と決定する。

(2) 開札の結果、北海道労働局長が定める予定価格（国有財産使用料（年額））以上の応札がなかった場合は、後日、当該物件に応募した者を対象とし再入札を行う。

なお、再入札の日時については、別途連絡する。

8 使用許可申請

落札者は、北海道労働局長に対し以下の書類を令和8年8月26日（水）午後5時15分までに郵送又は持参により提出すること。

(1) 国有財産使用許可申請書 様式3

(2) 配置図（自動販売機の配置場所がわかる庁舎平面図）

(3) 外形図（設置機器の寸法及び設置面積がわかるもの）

(4) カタログ（設置機器の外見、仕様がわかるもの）

(5) 役員名簿 様式4

9 使用許可及び使用料の納付

(1) 落札者より提出のあった国有財産使用許可申請ほか提出書類の審査後、国有財産部局長より「国有財産使用許可書」様式5を送付するので、内容確認のうえ、設置施設管理担当者を通じ準備等を進めること。

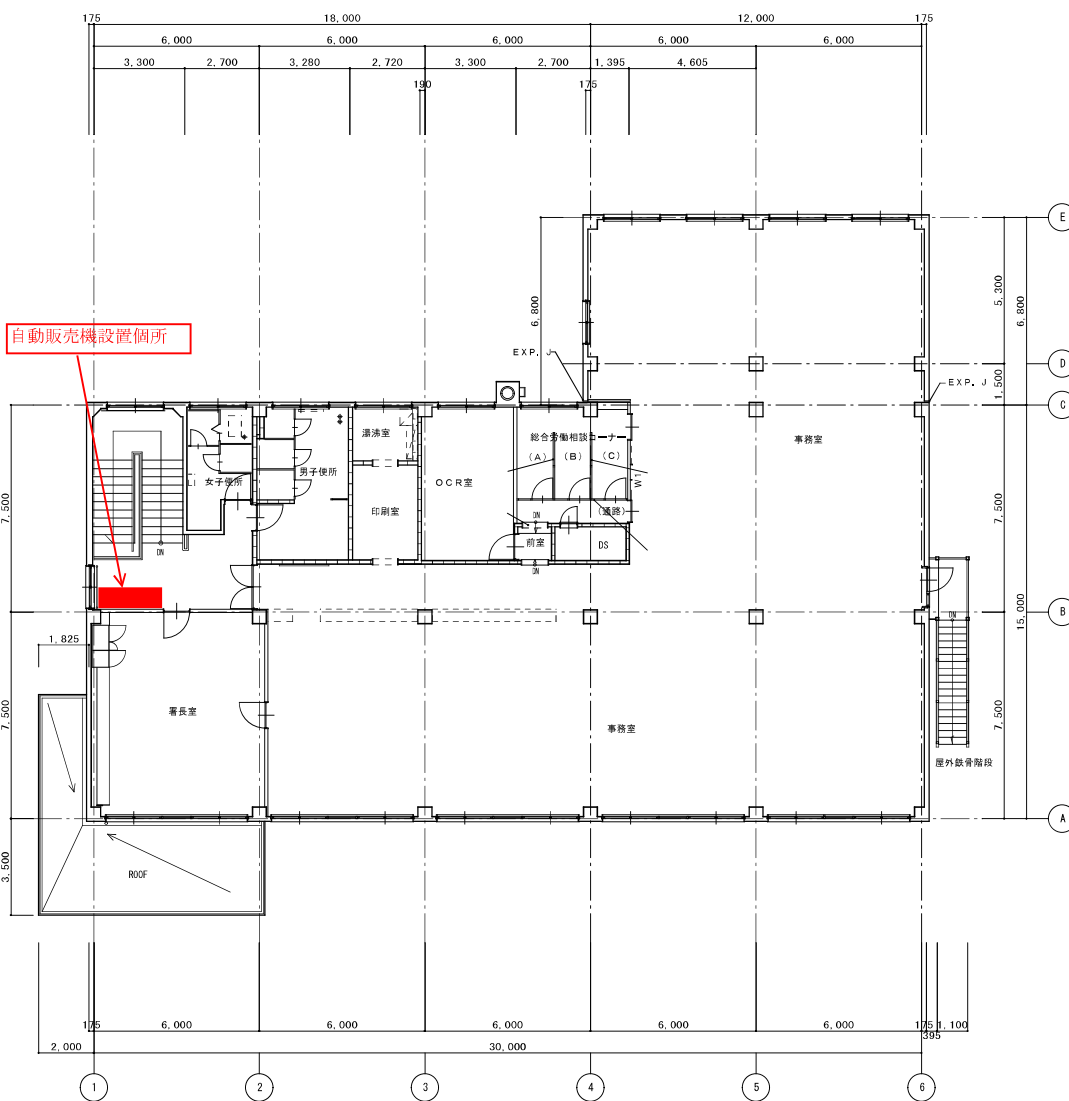
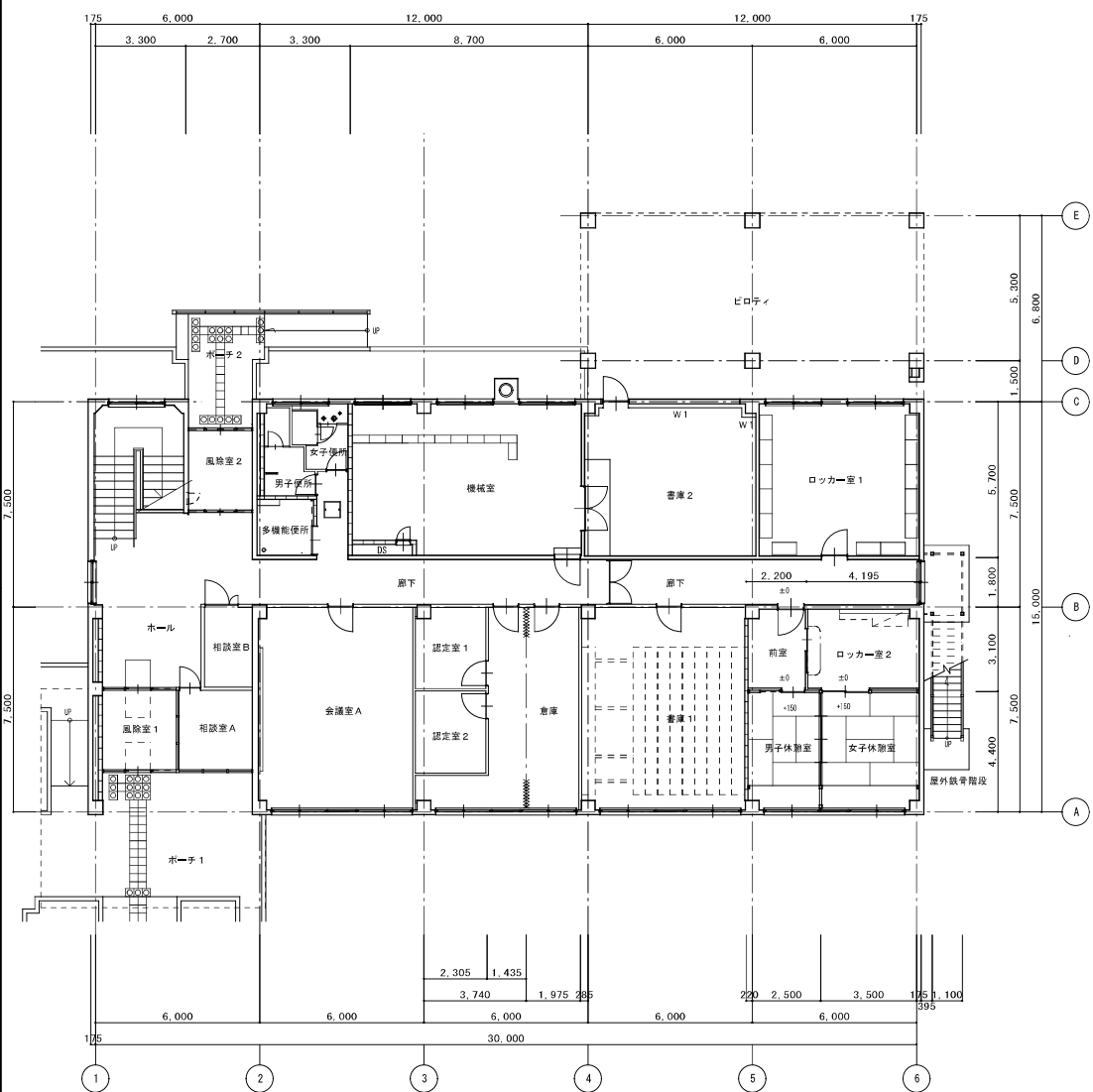
(2) 使用料については、使用許可の開始に合わせて、当課より納付書を送付するので、落札者は指定の納付期限までに使用料（年額）を納付すること。

(3) 使用料は1年毎に変更となる場合があること。

10 問い合わせ先

北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）

TEL 011-700-5451



入札書

国有財産部局長
北海道労働局長 殿

住 所 所 在 地

入札者 商号又は名称
代 表 者 名

物件名	札幌東労働基準監督署						
金 額		百万			千		円

上記のとおり入札案内書等を承諾のうえ入札します。

(注)

- 1 入札書は、物件ごとに別ファイルとしてください。
- 2 入札金額は、数字の前に「¥マーク」を記入してください。
- 3 入札金額は1年間分の総価を記入して下さい。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 4 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式 19 により変更後の役員名簿を提出いたします。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

厚生労働省国有財産部局長
北海道労働局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称
代表者名

令和 年 月 日

厚生労働省国有財産部局長
北海道労働局長 殿

申請者 住所
氏名（代表者）

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
 - (1) 所在 札幌市厚別区厚別中央 2 条 1 丁目 2 番 5 号
 - (2) 区分 建 物
 - (3) 数量 1. 3 6 m²
- 2 使用しようとする理由
札幌東労働基準監督署の一般来庁者に対するサービスと職員等の福利厚生を提供するため、清涼飲料水自動販売機の設置場所として使用する。
- 3 利用計画（事業計画）
清涼飲料水自動販売機 1 台
- 4 使用しようとする期間
令和 8 年 9 月 1 日から令和 1 3 年 8 月 3 1 日まで
- 5 その他参考となるべき事項

役 員 名 簿

[illegible]

国有財産使用許可書

殿

厚生労働省所管国有財産部局長
北海道労働局長 村松 達也

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることはできない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取り消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所在 札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2番5号

区分 建物

数量 1. 36㎡

使用部分 別図のとおり

（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

（使用料）

第4条 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの使用料は、 円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

（使用料の納付）

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

（使用料の改定）

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（延滞金）

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞金起算日時点の国の債権管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率とする。

（物件保全義務等）

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであ

り、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

- 3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違反したとき。

- (2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

- 3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、部局長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

別紙

**清涼飲料水自動販売機等設置に
係る業者の選定施設別仕様書**

令和8年7月

厚生労働省 北海道労働局総務部総務課

施 設 別 仕 様 書

施設名	札幌東労働基準監督署		
設置する機種	清涼飲料水自動販売機		
設置場所	2 階		
設置台数	1 台		
設置可能寸法 (最大外形) (mm)	W	1, 700	D 800 H 1, 880

※ D (奥行) には背面スペース (100～200mm) 分を含む。

自動販売機 (清涼飲料水等) の仕様

缶・ペットボトル商品
キャッシュレス決済対応

その他の商品については、設置施設に事前確認のうえ設置すること。

回収ボックスの設置を要する台数

台数	1	台
----	---	---

その他特記事項

○参考データ
設置実績なし。
職員数：78名

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

(抜 粋)

令和 8 (2 0 2 6) 年 2 月

(1) 品目及び判断の基準等

飲料自動販売機設置	【判断の基準】 ①缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率達成率が125%以上であること。 イ. エネルギー消費効率が900kWh以下であること。ただし、エネルギー消費効率達成率が140%以上のものにあつては、エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。 ②紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあつては、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④自動販売機本体は表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。 ⑤自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。 ⑥自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑦屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ⑧飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑩缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、備考11に示す要件を満たす製品を取り扱うこと。 【配慮事項】 ①自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。 ②自動販売機本体の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 ④カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。 ⑤真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ⑥プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
-----------	---

	⑦缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、ゾーンクーリング機能を有すること。 ⑧自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって電動車等又は低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ⑨飲料容器の回収に当たってプラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「23. ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。 ⑩製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑪包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。

- ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
 - ④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
- 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替が発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。
- 4 判断の基準①及び②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものには適用しないものとする。
- 5 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等。
- 6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 7 判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。
- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 10 判断の基準⑧については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。
- 11 「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第8条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラステッ

ク使用製品をいい、対象となる製品分野及び製品、求められる要件等は、次のとおり。ただし、調達に際しての支障や供給上の制約がない場合に限る。

- ・ペットボトル入り清涼飲料製品のうち、清涼飲料用ペットボトル容器が認定プラスチック使用製品、かつ、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の30%以上使用されていること。

12 配慮事項②の定量的環境情報は、自動販売機本体に適用することとし、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。ただし、令和8年4月1日以降に製造された缶・ボトル飲料自動販売機に適用するものとする。

13 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

14 配慮事項⑧の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。

15 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
- イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
- ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		$E=0.218V+401$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 未満のもの）		$E=0.798Va+414$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	$E=0.482Va+350$
		電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482Va+500$
紙 容 器 飲 料	A タイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機（庫内が 2 室のもの）	$E=0.306Vb+954$
		ホットアンドコールド機（庫内が 3 室のもの）	$E=0.630Vb+1474$
	B タイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.477V+750$
		ホットアンドコールド機	$E=0.401Vb+1261$
カップ式飲料	—		$E=1020[T \leq 1500]$ $E=0.293T+580[T > 1500]$

- 備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- 4 E, V, Va, Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。
- E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : kWh/年)
- V : 実庫内容積 (商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。)(単位 : L)
- Va : 調整庫内容積 (温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位 : L)
- Vb : 調整庫内容積 (温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位 : L)
- T : 調整熱容量 (湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯水量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値)(単位 : kJ)
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 19 年経済産業省告示第 289 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

表 2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース(省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース (再使用化)	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル(再資源化)	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

(2) 目標の立て方

当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。

環境省大臣官房環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

製品対策・グリーン契約推進係

TEL : 03-5521-8229 E-mail : gpl@env.go.jp

ホームページ【グリーン購入法.net】

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

リサイクル適性 (A)

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示

この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。